

○多摩市長等政治倫理条例

平成22年3月31日条例第12号

改正

平成27年3月31日条例第8号

平成28年12月26日条例第47号

令和5年12月26日条例第39号

多摩市長等政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、市政の担い手たる多摩市長（以下「市長」という。）、多摩市副市長（以下「副市長」という。）及び多摩市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が、市政は市民の厳粛な信頼によるものであることを深く認識し、市民全体の奉仕者として自らの政治倫理の確立に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図らないことを市民に宣言するとともに、市長（下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）が職務を遂行する上での公正性と高潔性を保持するために必要な措置を定め、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長等の責務)

第2条 市長等は、市政の代表者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、主権者としての責任を自覚し、市長等に対し公正な職務の執行を損なわせる行為を求めてはならない。

(政治倫理基準)

第4条 市長等は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、それを害する行為、不正の疑惑をもたれる行為をしないこと。
- (2) 常に市民全体の利益をその指針として行動するものとし、その地位を利用し、社会的通念を逸脱する金品を授受しないこと。
- (3) 多摩市（以下「市」という。）、市が設立した公社又は市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人等が行う工事（下請工事を含む。）の請負契約、業務委託契約、物品納入契約その他の契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市職員等の公正な職務執行を妨げ、又は市職員等の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかける行為をしないこと。
- (5) 政治活動に関して会社、労働組合（労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定する労働組合をいう。）、職員団体（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第108条の2又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条に規定する職員団体をいう。）その他の団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体を除く。）から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。その後援団体についても、同様の寄附等を受けないこと。

(請負契約等に関する遵守事項)

第5条 市長等、市長等の配偶者又は市長等の2親等以内の親族が役員をする法人等及び市長等が資本金、基本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している法人等は、地方自治法第142条及び第166条第2項の規定の趣旨を尊重し、市民に疑義の念を生じさせないため、市との請負契約等を辞退しな

なければならない。

2 前項の規定は、市長等の職を退いた後1年以内にある者（以下「退職市長等」という。）、退職市長等の配偶者又は退職市長等の2親等以内の親族が役員をする法人等及び退職市長等が資本金、基本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している法人等について準用する。

3 前2項の規定は、市が設立した公社又は市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人等には適用しない。

（政治倫理審査会）

第6条 市長等の政治倫理に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、多摩市長等政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

3 審査会の委員は、社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者及び公募した市民のうちから市長が委嘱する。

4 審査会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げないが、2期を限度とする。

5 審査会の会議は、公開する。ただし、やむを得ない場合において、出席委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。

6 前4項に規定するもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

（委員の責務）

第7条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 審査会の委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。

3 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

（市民の調査請求権）

第8条 市民（多摩市選挙人名簿に登録されている者をいう。）は、市長等が第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認めるときは、規則で定めるところにより、市長に調査を請求することができる。

2 市長は、前項の規定により調査の請求を受けたときは、直ちに審査会に審査を求めなければならない。

（政治倫理基準違反の審査）

第9条 審査会は、前条第2項の規定により審査を求められたときは、速やかに当該事案の存否又は適否の審査を行う。

2 審査会は、前項の審査を行うため、資料の請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

（資産報告書の提出）

第10条 審査会は、審査の対象となった者に対して、審査のため必要と認めるときは、規則で定めるところにより、資産報告書の提出を求めることができる。

（市長等の協力義務）

第11条 市長等は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

（照会）

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して事案の実態を明らかにするものとする。

（審査結果報告書の提出等）

第13条 審査会は、審査が終了次第速やかに市長に審査結果報告書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の審査結果報告書が提出されたときは、速やかにその審査結果を、調査請求人に通知するとともに、一般の閲覧に供しなければならない。

3 市長は、第1項の審査結果報告書に基づき、必要な措置を講じるものとする。

（収賄罪等宣言後における説明）

第14条 市長等が、刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までに規定する罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条に規定する罪そ

の他職務に関連する犯罪により有罪の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、市長は市民に対する説明会を開催しなければならない。この場合において、当該市長等は、説明会に出席し、釈明しなければならない。

2 前項の説明会において、市民は、当該市長等に質問することができる。

3 第1項に定める説明会の開催の手續その他その運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(収賄罪等確定後の措置)

第15条 市長等が前条第1項に規定する犯罪により有罪の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項及び地方自治法第143条第1項、同法第164条第2項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第9条第1項の規定により失職する場合を除き、市長等は、その品位と名誉を守り市民の信頼を回復するため、辞職手續をとるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。（平成22年規則第44号で平成22年9月30日から施行）

2 第8条第1項の調査請求は、施行日以後に生じた事案について適用する。

(非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和38年条例第19号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成27年条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、この条例による改正後の第15条の規定は適用せず、この条例による改正前の第15条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成28年条例第47号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第39号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(多摩市長等政治倫理条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 この条例の施行の日前に下水道事業管理者であった者、その配偶者又はその2親等以内の親族が役員をする法人等及び下水道事業管理者であった者が資本金、基本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している法人等に係る多摩市長等政治倫理条例第5条第2項において準用する同条第1項の規定による市との請負契約等を辞退しなければならない義務については、なお従前の例による。